

別表六(十四)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事 業 年 度 . . . 法人名

別表六(十四)

令二・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の6第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事 業 種 目	2						
資 種 類	3						
産 機 械 装 置 等 の 名 称	4						
区 取 得 年 月 日	5
分 指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	円	円	円	円	円	円
得 法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	8						
額 差 引 改 定 取 得 価 額 (7) - (8) 又は ((7) - (8)) × $\frac{75}{100}$	9						
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
「16」欄 適用額の合計額		円	差引当期税額基準額残額 (別表六(二十二)表六(二十三)「15」)	17		円	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第2項」 ② 「区分番号」欄：「00043」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額			控除限度超過額 (3の計)	18			
			前期繰越税額控除可能額 (うち少ない金額)	19			
			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑥」)	20			
分 当 期 税 額 控 除 可 能 額 (11)と(13)のうち少ない金額	14		当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (19) - (20)	21			
分 調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の⑦」)	15		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (16) + (21)	22			
当 期 税 額 控 除 額 (14) - (15)	16						
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算							
事業年度又は連結事業年度	前 期 繰 越 当 期 税 額 控 除 額	「21」欄	当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額			
	23						
. .							
. .							
計							
当 期 分	(11)		(14)			外	
合 計							
機 械 装 置 等 の 概 要							